

みどりのこだま

豊かなむらづくり顕彰事業

豊かなむらづくり顕彰事業 表彰式



奥会津金山赤カボチャ生産者協議会 受賞

令和4年1月21日、福島市の杉妻会館において「令和3年度豊かなむらづくり顕彰事業表彰式」が開催され、金山町の「奥会津金山赤カボチャ生産者協議会」が受賞しました。「豊かなむらづくり顕彰事業」は、昭和56年度から県と福島民友新聞社との共催で実施し、むらづくり活動や農業生産活動において顕著な業績を収めている集落や団体を表彰しています。

赤カボチャは昭和50年代に町の住民によって見いだされ、各地域に広まったという説があります。その赤カボチャを金山町の特産品として生産・振興するため、多くの町民の参加のもと、平成20年に「奥会津金山赤カボチャ生産者協議会」が設立されました。

これまでの協議会による現地指導会や品質検査等の取組は、地域のコミュニティづくりに貢献しており、さらに老人ホームや学校給食への赤カボチャの提供、都市との交流、赤カボチャを使用した加工品の開発等、多様な活動の展開が高く評価されました。

今後も赤カボチャの生産を通して、町の維持・発展をはじめ、地域農業の振興に大きく貢献することが期待されます。

なお、今回の受賞により、来年度の県代表として豊かなむらづくり全国表彰事業に推薦されることになりました。

「奥会津金山赤カボチャ生産者協議会」の皆様、本当におめでとうございました。

(主査 小森・大島)

スマート農業の取り組みについて

今年度から、水稻栽培の省力化・コスト削減と収量・品質の高位平準化を目指し、ドローンを活用した直播栽培実証ほを設置して調査を行っています。今年度はドローンを活用した直播を含め先進的な取組を行っている会津坂下町の(有)カネダイ、(株)縁に御協力をいただいで実施しました。

今年度の実証は、べんがらモリブデンコーティングを施した耐倒伏性に優れる品種「天のつば」を用いて、ドローンによる直播(散播)、適期防除、生育診断、ドローン用尿素を用いた追肥を実施しました。

最も重要な苗立ちを確保でき、良好に生育して、移植や播種機による直播と遜色ない収量・品質を確保することができました。

今回の実証では、春作業の省力化をはじめ、

追肥や防除の効率化と使用資材の見直しによるコスト低減、収量・品質の高位平準化への第一歩となる結果が得られました。

今後はドローンの多目的利用の拡大、省力化・効率化による経営安定、規模拡大の実現に向けた多様な栽培手法の情報提供のため、引き続き実証ほの運営と研修会等の情報発信に取り組んでいきます。(技師 片桐)



鳥獣被害防止対策モデル集落「昭和村両原」



鳥獣被害対策点検



集落環境診断後の様子

今年度より昭和村両原において、集落、昭和村役場、普及所が連携し鳥獣被害防止対策モデル集落の運営を行っています。アドバイザーとしてNPO法人「おーでらす」代表の今野万里子氏に御協力をいただきながら対策を進めています。

今年度は、集落の農地をほぼカバーする形で電気さくを設置(総延長4.7km)しました。夏に鳥獣被害対策点検を行った結果、農作物および農地の鳥獣被害は見られませんでした。反面、電気さく未設置の居住地周辺畑地での鳥獣出没が目立ってきているため、集落環境診断を実施し診断結果や対策を地図にまとめ、次年度の追加対策などを検討しています。モデル集落の運営にあたり、今後とも持続できる対策・運営を行うことが大切と考えます。(主査 小森)

宿根カスミソウ新規就農希望者を対象とした研修体制

昭とかすみ草振興協議会は、令和2年度に「就農促進に向けた研修機関」として認定され、令和3年度より「昭とかすみ草新規就農実践講座（通称：かすみの教習所）」を開講しました。新規就農志望者は、これを受講することで農業次世代人材投資事業（準備型）による支援が受けられるため、就農前に長期間の研修を実施しやすくなりました。

「かすみの教習所」は宿根カスミソウの栽培技術を中心とした座学と、指導農家の元で行う農家研修で構成されています。新規就農希望者は、1年間の研修により営農に関する基礎的な知識を修得するとともに、生産から出荷までの一連の作業を経験することで、安心して経営を開始することができ、早期の経営安定につながると期待されています。

（主任主査 福田）



かすみの教習所開校式



かすみの教習所講義の様子

お知らせ

福島県指導農業士の退任者と新規認定者

令和3年3月をもって、会津坂下町の内海淳一氏が指導農業士を退任されました。これまで指導農業士としてご指導ありがとうございました。

また、令和3年1月28日、福島市「福島テルサ」において福島県農業士認定証交付式が行われ、会津坂下町の小林和弘氏が指導農業士の認定を受けました。小林氏は水稻を基幹に地域の中核農家として経営を展開しています。最近では地元酒蔵と連携した多様な米づくりによるブランド力アップの取組や後継者の就農にあわせた新たな経営展開を模索しているところです。また、海外研修の経験から「自分が受け継いだものを次世代に」という思いは、今後の地域農業の発展や青年農業者育成の面で大いに期待されます。



【退任された内海淳一氏】



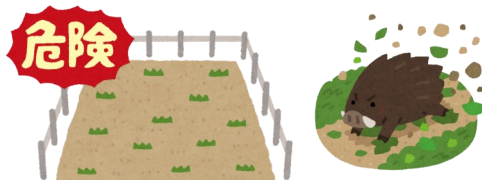
【新規認定された小林和弘氏】

（技師 若月）

電気さくを設置している方へ

電気さくの設置は、農作物の鳥獣被害対策として有効ですが、一部地区で歩道脇などの歩行者に近い場所への設置が見られます。適正な設置と管理により事故防止に努めましょう。

- ◆歩行者に近い場所（歩道脇など）への電気さくの設置は、避けましょう。
- ◆電気さくの設置にあたっては、人に対する危険防止のため、電気事業法に基づき以下の点に留意する必要があります。
 - ① 危険である旨の表示
 - ② 電気さく用電源装置の使用
 - ③ 漏電遮断機の設置
 - ④ 専用の開閉器（スイッチ）の設置



収入保険に加入しましょう！

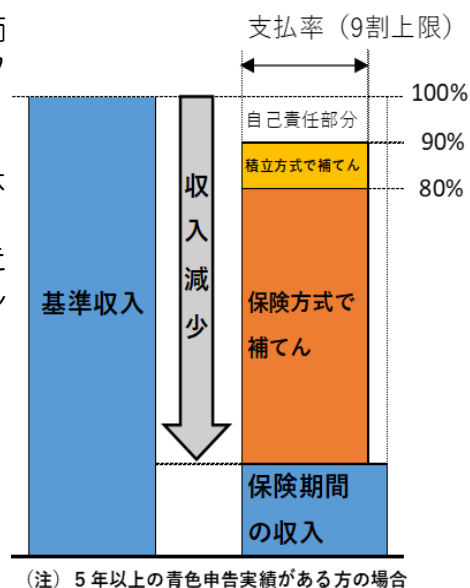
収入保険は全ての農作物を対象に、自然災害による収入減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

- ◆加入できる方：青色申告を行っている農業者（個人・法人）
- ◆対象収入：農業者が自ら生産した農作物の販売収入全体
- ◆保険期間：個人1～12月、法人事業年度の1年間
- ◆補てんの仕組み：保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

経営安定にも是非加入をお勧めいたします。

詳しい内容については、普及所またはNOSA | 福島（会津支所）にお問い合わせください。

福島県農業共済組合 会津支所
0242-28-1111



農薬は正しく使用しましょう！

不適切な農薬使用を防ぐため、ラベルの記載をよく読んでから使用しましょう！

◆適用農作物の確認！

農薬はそれぞれ使用できる農作物が異なります。名前や形状が似ている農作物でも、同じ農薬が使えるとは限らないので注意しましょう。（例 トマト≠ミニトマト、ねぎ≠わけぎ）

◆使用時期の確認！

農薬には「収穫〇日前」といった使用時期の制限が定められています。農薬を使用する前に収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。

◆使用回数の確認！

農薬は含有する有効成分毎に使用できる総回数が定められています。商品名が異なっても同じ成分が含まれることがあるので注意しましょう。

◇内容に関するお問い合わせ、農業に関する相談はこちらへ

福島県会津農林事務所会津坂下農業普及所

（住所）河沼郡会津坂下町大字見明字南原881 （電話）0242-83-2112

金山普及所

（住所）大沼郡金山町大字川口字上町656-1 （電話）0241-54-2801